

議案第93号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び承認」を「、承認及び許可」に改め、同項第1号中「第3項」を「第4項」に改め、同号ア中「及びウ」及び「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。）である」に、「登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号イ(ウ)中「21,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「31,000円」を「41,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「58,000円」を「71,000円」に改め、同号イ(カ)中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号イ(キ)中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号イ(ク)中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号イ(ケ)中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号ウを削り、同項第2号中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア中「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定

による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「9, 100円」を「12, 000円」に改め、同号イ(イ)中「18, 000円」を「23, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「32, 000円」を「40, 000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「46, 000円」を「61, 000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「87, 000円」を「110, 000円」に改め、同号イ(カ)中「150, 000円」を「170, 000円」に改め、同号イ(キ)中「250, 000円」を「290, 000円」に改め、同号イ(ク)中「300, 000円」を「360, 000円」に改め、同号イ(ケ)中「320, 000円」を「400, 000円」に改め、同項第3号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「同法第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関の審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に、「第1号イ」を「、第1号イ」に改め、「、設計住宅性能評価書が添付された長期優良住宅建築等計画にあっては第1号ウ」及び「を当該建築物について既に同法第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。第6号において「計画の認定」という。）を受けている住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同項第4号中「第3項」を「第5項」に、「当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「加えた額」に改め、同項第5号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項第6号中「計画の認定を」を「同法第6条第1項の認定（同法第5条第5項の規定による認定の申請に基づくものを除き、同法第8条第1項の変更の認定（同法第9条第1項の規定による同法第8条第1項の変更の認定を含む。）を含む。）を」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160, 000円

第20条第1項第2号中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提 出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が一部改正され、所管行政庁と登録住宅性能評価機関との間の長期優良住宅に係る審査体制の合理化が図られること等に伴い、本市の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料について所要の措置を講ずるため提案するものであります。